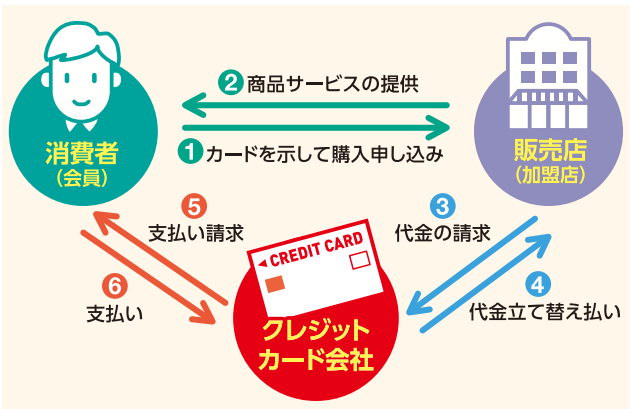


■クレジットカードの仕組みと注意点 !!

クレジットとは「信用」です。クレジットカードで購入した商品やサービスの代金はクレジットカード会社が立て替え、後日、消費者が支払う仕組みになっています。

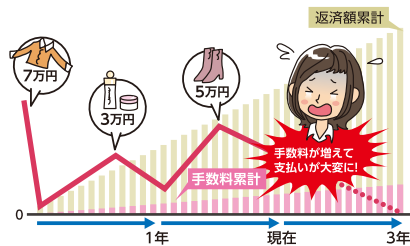
つまり、**カードを使用することはクレジットカード会社に借金をすることと同じです**。支払い方法には「一括払い」「分割払い」「リボルビング払い」などがあり、分割やリボ払いにすると原則として手数料(利息)がかかります。



■リボルビング払いには要注意 !!

毎月一定額を支払うリボ払いは、**借金の残高がいくらあるのか、返済がいつまでなのかが分かりにくくなり、残高に対して常に手数料がかかるため、支払い総額が増えてしまいます**。

安易な利用は避けましょう。



■カード利用の注意点 !!

- ・利用明細は毎月必ず確認する
- ・身に覚えのない請求がきたらすぐにカード会社に連絡する
- ・カードの貸し借りは絶対にしない
- ・紛失や盗難はすぐにカード会社と警察に連絡する
- ・収入に合わせた利用を心がける

迷ったときや困ったときは
ひとりで悩まず相談しよう!

仙台市消費生活相談ダイヤル

☎ 022-268-7867

消費者ホットライン ☎ 188

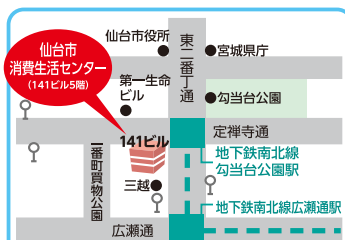
トラブルに遭わないために

- その契約、本当に必要か考えよう
- うまい話には要注意
- ネットの情報をうのみにしない
- せかされる契約はしない!
その場で決めず周りに相談
- 借金してまで契約しない
- きっぱり断る勇気を持とう!



マスコットキャラクター さつち

仙台市消費生活センター



交通のご案内
バス 商工会議所前または定禅寺通市役所前下車
地下鉄 南北線勾当台公園駅下車 南一番出口より

相談受付時間

月～金 / 午前9時～午後4時30分
土 / 午前9時～午後4時

休館日

日曜日、祝日、年末年始

所在地

〒980-8555
仙台市青葉区一番町4-11-1
141ビル(三越定禅寺通り館)5階
TEL:022-268-7040
FAX:022-268-8309

すぐ読める!

消費生活の

ルール&トラブルガイド



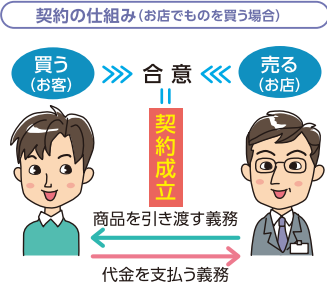
仙台市消費生活センター

■契約のルールってなんだろう？

契約とは、法的な責任が生じる約束のことで、契約書のような書面がなくても売り手と買い手の合意があれば契約は成立します。

一旦契約が成立したら、正当な理由がない限り一方的にやめることは出来ません。

契約をする前に内容や条件をよく確認することが大切です。



こんなことも「契約」です

- コンビニでお弁当を買う
- バスや地下鉄に乗る
- レンタルショップでDVDを借りる
- ネット通販で服を買う
- 美容院で髪を切る

■未成年者の契約

未成年者の契約は法定代理人(親など)の同意が必要です。同意のない契約は取り消すことができます。(未成年者取消権) 取り消すと契約は初めからなかったものとみなされます。

注意! このような場合は取り消すことができません。

- お小遣いの範囲内の契約
- 未成年者本人が「成年者である」「親の同意がある」と相手に嘘をついて行った契約など

成年年齢の引下げ

2022年の4月に成年年齢が20歳から18歳に引下げられました。これにより、18歳になると親の同意がなくても様々な契約ができるようになり、ローンやクレジットカードも作ることができるようになります。

一方で18歳、19歳は未成年者取消権という保護制度がなくなるため、悪質業者のターゲットにされるなど、消費者トラブルに巻き込まれる危険が高まることが懸念されています。

被害にあわないために、消費生活に関する正しい知識を身につけましょう。



気をつけて! 若者が狙われる悪質商法

マルチ商法

「簡単に儲かる」「友人や知人を誘って会員にさせると利益になる」などと勧誘し商品やサービスを契約させます。「ネットワークビジネス」などと説明される場合もあります。



架空請求/不当請求

「有料サイトの未納料金」など根拠のない請求をしたり、アダルトサイトなどのURLをクリックしただけで「登録完了」として入会金を振り込ませたりする詐欺です。



チケット転売のトラブル

チケット転売仲介サイトでは、価格や手数料が高額であったり、転売禁止のチケットでキャンセルしたくてもできなかったり、入場を断られるケースもあります。



無料商法

「無料体験」「1,000円でお試し」などと勧誘し、高額な商品やサービスの契約をせまれます。



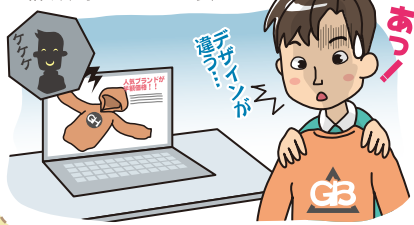
副業サイトのトラブル

ネットやSNSで「スマホ1台あれば誰でも月収〇〇万円」などと広告し、その後電話で「誰でも必ず稼げる」と勧誘して、高額な情報商材の契約をさせます。



ネット通販のトラブル

「写真と実物が全く違う」「お金を振り込んだが商品が届かない」「お試しのつもりが定期購入だった」など、便利ですがトラブルも多いネット通販。詐欺的网站にも要注意。



覚えておこう! クーリング・オフ制度

【対象となる取引と期間】 申込書または契約書を受け取った日が起算日

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗以外での取引 キャッチセールス、アポイントメントセールス	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	
訪問購入	店舗以外の場所で、事業者が消費者から物品を買い取る契約	
特定継続的役務提供	エステ、美容医療、語学教室など	20日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	
業務提供誘引販売取引	内職商法など	

自ら店舗に向いて行った契約やネット通販等の通信販売は対象になりません。また、3,000円未満の現金取引や、自動車などの適用除外される取引もあります。

クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的な勧誘で契約してしまった場合に、一定期間内であれば無条件で契約解除できる制度です。

●クーリング・オフは必ず記録が残るように通知します。

【はがきなど書面の場合】
あて先と通知文のコピーを取り保管します。「特定記録郵便」や「簡易書留」で送付します。

【メールやウェブサイトの場合】
送信済メールや画面のスクリーンショットを保存しておきます。

【FAXの場合】
通知文と送信記録を保管します。
※クレジット契約の場合はクレジット会社にも通知します。

詳しくは消費生活センターへお問い合わせください

【通知文例】

契約解除通知
 契約年月日 ○年○月○日
 商品名 ○○○○○○
 契約金額 ○○○○○円
 販売会社名 ○○○○○○

上記契約は解除します。
 なお、支払い済みの○○円を返金し、商品をお引き取りください。

○年○月○日
 ××市××町××番地
 ○○○○○(氏名)